

「占領改革」としての東ドイツ土地改革

木 戸 衛 一

I はじめに

第二次世界大戦後、東欧諸国では、積年の課題である土地改革が実行された。地域によって程度の差はあれ、それは、ナチスドイツの暴力支配を駆逐した赤軍の権力を後ろ盾に実現した⁽¹⁾。敗戦後の分割占領、分裂国家の成立という点で《人民民主主義体制》と一応区別されたドイツ民主共和国(DDR)⁽²⁾の前身であるソ連占領地区(SBZ)でも、ファシズムと戦争を招来した社会的基盤の根絶を目的とする「反ファシズム民主主義変革」の先駆けとして、「民主的土地改革」が一九四五年九月に着手され、翌年中に概ね達成された。

「我々は(ドイツが連合国に無条件降伏した)一九四

五年五月八日の歴史的チャンスを生かした⁽³⁾」とのテーゼが示す通り、今日のDDRの理解では、「反ファシズム民主主義変革」は、第一義的にはドイツ人民の主體的營為の所産とされる。土地改革の定義も「(ドイツ)労働者階級の指導下での反帝民主農業革命」であり、ソ連軍政部は、改革を「支援し、革命的策動から護った」いわばサブアクターの存在と位置付けられる。だが、中央政府が消滅し、最高権力を占領軍に掌握された当時のドイツで、占領者が変革に際し副次的な役割しか果たさなかつたというのは、にわかに首肯し難い結論である。

一九四五年六月九日の在独ソ連軍政本部(SMAD)正式発足から一九四九年一〇月七日のDDR成立に至るSBZの歴史過程は、資本主義再興の道を歩むドイツ西

側占領地区(WZ)と人民民主主義諸国との狭間で、特殊複雑な様相を呈している。一九四九年三月末までSBZ中核で活動し、ソ連指導層の内情にも明るいレオンハルトは、SBZの四年四ヵ月を、ドイツ政策に臨むソ連の基本姿勢の変化、即ち(1)統一民主ドイツを目標とする西側連合国との長期的協力の重視(コンセプトI)から(2)西側への過信に対する警戒(コンセプトII)への移行として、三期に時期区分している。⁽⁵⁾

第一期(一九四五年五月〜一九四七年春)。ソ連の政策の基調は、(a)ナチズム・軍国主義の排除、(b)東欧での新たな権益確保、(c)国際問題全般での発言権保持、(d)ソ連東欧諸国への経済援助促進、(e)ドイツからの百億ドル賠償要求の貫徹、(f)ルール地帯四国管理への参加を目的に、圧倒的にコンセプトIに置かれた。SBZでは、反ファッショ民主主義を至上命題として、社会民主主義者・ブルジョワ民主主義者との協調が計られ、共産党はソ連型とは異なる「社会主義への独自の道」を掲げた。チャーチルのフルトン演説(四六年三月)後もソ連は西側との協力を諦めなかったが、国内経済の疲弊とは対照的に、百億ドルの賠償獲得やル

ル国際管理への参加は次第に望めなくなった。

第二期(一九四七年春〜一九四八年秋)。ソ連のドイツ政策は、①マーシャルプランの影響力への懸念、②西側諸政府による共産党閣僚の追放(四七年三〜六月)、③ロンドン外相会談でのソ連の賠償要求に対する最終的拒否(四七年一二月)、④東欧諸国での共産党支配への抵抗、⑤ユーゴのティトーの声望、⑥ブルガリアのデIMITロフによる東欧国家連合の提唱(四八年一月)などを背景に、なお曲折を孕みつつもコンセプトIからIIに重点を移した。こうした情勢を反映して、ベルリンの連合国管理理事会は四八年三月に崩壊し、SBZでは、ドイツ側行政機関であるドイツ経済委員会(DWK)の権限が強化され、「社会主義へのドイツ独自の道」路線は放棄された。

第三期(一九四八年秋〜一九四九年一〇月)。コンセプトIは殆ど形骸化し、東欧各国で、社会民主主義政党的解体・他の「ブロック政党」の隷属化・支配政党内部での統制強化・ソ連型計画経済への移行など、いわゆる「ソヴェエト化」が強行された。SBZでも、「ソ連に学ぶことは勝利を学ぶこと」といったプロパ

ガンダの下、ソ連への従属・スターリン崇拜が明白となった。WZでの連邦共和国(BRD)樹立は、DDR建国の直接的原因というより、その形態・方法・テンポへの遠因に過ぎない。⁽⁶⁾

このレオンハルトの試論に従えば、土地改革は、反ヒトラー連合の協調維持が優先された占領第一期に行われたことになる。SBZにおける変革の進行がその後の冷戦状況といかなる関わりを持つのか、大変興味深いテーマであるが、紙幅の関係上、この点に立ち入ることは出来ない。小稿の主たる目的は、SBZ土地改革をあくまでドイツ人の自律的行動と捉え、占領者の存在を後景に退ける歴史認識に疑義を呈し、ソ連軍政部がその様々な局面で本質的規定的な役割を演じた事実を検証することにある。なお、表題の「占領改革」には、SBZ土地改革が、被占領者の意向に反して強引に押し付けられたという単純な図式が含意されている訳ではない。後述するように、ドイツ人の側には、改革への協力者も敵対者も存在し、占領者は、当然前者を積極的に活用し、後者を分断排除した。いずれにしても、占領下という大状況が改革実現の基本的な前提だったというのが、「占領改革」

の意味する所である。

(1) フランソワ・フェイト『スターリン時代の東欧』熊田亨訳、岩波書店、一九七九年、一二四—一三五頁。東欧土地改革は稿末別表のように概括出来るが、これに纏わるソ連と東欧諸国、及び東欧諸国相互間の政策的連関は、従来全く明らかにされていない。

(2) フェイト前掲書、xxii頁参照。

(3) DDRでの戦後四〇周年メーデーのスローガンの一つ。
Neues Deutschland, 3. April 1985.

(4) *Wörterbuch der Geschichte*, Berlin(9) 1983, S. 172f.

(5) *Der Weg nach Pankow*, München 1980, S. 32—42.

(6) 尤も、DDR成立後もソ連は「統一中立ドイツ」を提唱し、DDR自身も四九年憲法で国家再統一を謳っていたから、占領終結自体の意義も別途検討する必要があるう。

II モスクワにおけるドイツ大土地所有制の

解体計画

ドイツ軍国主義・帝国主義の支柱であるエンカー制は、第二次大戦で甚大な被害を被ったソ連にとって放置出来ない存在であった。大戦中にソ連が準備した戦後の対独土地政策は、史料的制約から説明が進んでいない。そこで本稿では、ヒトラー政体の迫害を逃れてモスクワに亡

命したドイツ共産党(KPD)指導部の大戦末期における農政構想を以て、その傍証に代える。もちろん、モスクワ在住のドイツ人共産主義者を、押し並べてクレムリンの代弁者と看做すことは出来ない。しかし、「社会主義の祖国」としてのソ連の絶対的な威信や、ドイツ内外におけるナチスの圧政に対する憎悪、亡命政党的亡命先への組織的イデオロギー的な依存傾向を考慮すると、モスクワでKPDが練り上げた政策は、当然ソ連側の意向に添ったものと理解すべきである。

反ヒトラー連合軍の進撃が続く中、半年間の討議を重ね一九四四年一〇月二一日に纏められたKPDの『戦闘的民主主義ブロック行動綱領』は、ドイツが軍事占領される事態を想定し、ファシズムの根絶と民主的情勢創出のための緊急政綱一四項目の一〇番目に「土地の乏しい農民や農業労働者に有利な民主的土地改革」を掲げた。⁽²⁾しかし、「民主的土地改革」の標榜は戦前の要求の反復に過ぎず、⁽³⁾その内容は深化していない。より具体的な土地改革計画は、一九四四年末、党の代表的理論家アッカーマンが纏めた、一〇月二一日と同名の『行動綱領』の中に見出せる。そこでは、(a)戦争責任者・戦争犯罪人の

全地所の没収、(b)土地投機家の地所、本来不要な企業所有地の没収、(c)産業者・大商人・銀行家・金利生活者らの地所の、国定価格による強制買い取り、(d)一五〇ha以上の大土地所有者や全ての食糧供給怠業者の地所の没収によって、最低一千万haの土地フォンドを創設し、大部分を土地の乏しい農民や農業労働者に引き渡し、一部を国立のモデル農場の設立に振り向けることが予定された。⁽⁴⁾こうして戦後予想されるドイツの土地改革は、土地没収の方法や基準など漸くその輪郭を現し始めた。尤も、当時は将来の版図や国家形態が未確定だったため、一千万haの規模の改革という樂觀的な見通しが立てられたのであろう。

アッカーマン構想を受けて翌一九四五年二月四日に作成された『戦闘的民主主義ブロックの農業綱領』は、反ファシズム民主主義農政の基本課題の一つに「勤労農民や農業労働者の広範な大衆に有利な真に民主的な農地改革の実施(プロイセン・ユンカー制度の経済的基盤の除去)」を掲げた。⁽⁵⁾しかし、「二項目の緊急政綱中四番目に挙がっている「土地の乏しい住民に有利なラディカルな土地所有改革」の内容は、先の『行動綱領』で一旦

定まりかけた没収基準が姿を消し、代わって「比較的大規模な全土地所有者の緊急譲渡による公的所有への移管」と「愛国的土地所有者による土地の任意寄付」が付け加えられ、また改革の根拠として「戦争難民のこの上なく差し迫った窮状」が殊更に強調された。前年冬から急速に深刻化した「東方からの何十万もの農民・農業プロレタリアート難民家族」の問題が、戦後の土地政策への展望を著しく曇らせたのである。

その後ドイツ敗戦までにKPDが纏めた農業関係文書——『農村活動のための助言』（二月二八日）・『ドイツ内赤軍占領地域におけるドイツ人反ファシストの活動指針』（四月五日）——では、戦後の農業生産再開に重点が置かれ、土地改革の問題は、「農業労働者・小農・その他の農村プロレタリアートの個人的土地欲求が満足される」と一層曖昧に記述されるに至った。この微妙な変化は、土地改革の棚上げを意味しないとしても、目前に迫ったソ連の占領統治を極力円滑に開始させたいとの願望の反映であろう。

KPD亡命指導部による一連の農業綱領から、ファシズムと侵略戦争の社会経済的基盤としてのユンカー制を

根底から打破しようとするソ連の一貫した意志が窺える。それは、ドイツの社会主義化というより、広範な民衆の土地欲求に応える、ラディカルな民主化の決意表明と受け取れる。加えて、新しいドイツ東部国境の設定と在外ドイツ系住民の本国への移送という戦時中のソ連の外交目標も、ユンカー制解体を迫る要因であった。

それにもかかわらずKPDが結局大戦中に農政構想を完結出来なかったのは、戦局が加速的に大詰めを迎えたことのみならず、ドイツ労働者階級の力量への疑念も影響しているよう。一九四三年七月にモスクワ近郊で結成されたドイツ人反ファシズム組織「自由ドイツ国民委員会」は芳しい成果を挙げられず、農業労働者による国内反ナチ抵抗闘争も全くの期待外れに終わった。スターリンの口からは「共産主義にドイツが似合うのは鞍が牡牛に似合うようなもの」（一九四四年八月）との酷評も発せられた。その意味で、KPD亡命指導部の戦後変革への展望は、ソ連のドイツ即時共産化の意図を具体化した作業とも、ましてソ連の対独報復に加担したのとも言えない。敵兵捕虜の扱いなどから窺えるように、そもそもソ連は、戦争を遂行したドイツの指導層と国民一般を

峻別する姿勢を基本的に貫いた。⁽⁹⁾仮にソ連がドイツの存在を否定する国家細分化や人間改造を追求したとすれば、それに応じてKPDの土地政策にも決定的な自家撞着が生じたことであろう。

反ヒトラー連合諸国によるドイツ分割占領の方針は既に一九四四年中に固まっていたが、西側の対独戦後政策構想はソ連にとっても重要な関心事であった筈である。土地政策に関し、同年九月のモーゲンソー・プランに大土地所有の全廃と農民への土地分配が盛り込まれたことなどは、ユンカー制解体を目指すソ連の意を大いに強くしたことであろう。

戦後世界秩序の在り方を取り決めたポツダム議定書(一九四五年八月二日)は、その経済的原則の諸項目で、ドイツを「単一の経済単位」として扱うことや、独占組織の解体・農業及び平和的国内産業の重視を定めた。⁽¹⁰⁾確かに議定書には明記されていないものの、大土地所有の廃絶は、連合国間の基本的な了解事項であった。終章で述べる通り、西側の盟主となる米国も、この方針に基本的に従った。反ヒトラー連合諸国のユンカー制打倒の意志は、これと不可分のブロイセン国家の解体をわざわざ

連合国管理理事会の法律第四六号(一九四七年二月二五日)で追認した事実からも裏付けられる。⁽¹¹⁾

- (1) ホルスト・ドゥーレンケ『ドイツ共産党 一九三三年—四五年』救仁郷繁訳、下巻、スリカン社、一九七五年、五四六—五九六頁参照。
- (2) Horst Laschitzka, *Kämpferische Demokratie gegen Faschismus*, Berlin(0) 1969, S. 196.
- (3) Vgl. Rolf Stöckigt, *Der Kampf der KPD um die demokratische Bodenreform. Mai 1945 bis April 1946*, Berlin(0) 1964, S. 33—37.
- (4) Laschitzka, a. a. O., S. 201 f.
- (5) Ebenda, S. 209.
- (6) Ebenda, S. 221 bzw. S. 214.
- (7) Ebenda, S. 237.
- (8) アイザック・ドイチャー『スターリン 政治的伝記』上原和夫訳、第二巻、みすず書房、一九六三年、一九二頁。
- (9) Wolfgang Pfeiler, *Das Deutschlandbild und die Deutschlandpolitik Josef Stalins*, in: *Deutschland Archiv*, Dezember 1979, S. 1273.
- (10) Ingo von Münch (Hrsg.), *Dokumente des geteilten Deutschland*, Stuttgart 1976, S. 37 f.
- (11) Ebenda, S. 54 f.

III ソ連占領地区における土地改革条例の公布と軍政部の支援措置

S B Zでは、一九四五年八月中旬から土地改革を求め集会が各地で組織されたのを経て、翌月三日のザクセン・アンハルト州を皮切りに、一〇日までに全五州で土地改革州条例が公布された。ほぼ同一内容の条例が各州毎に制定されたのは、中央政府が不在の当時のドイツで、州が最高の国家権力機関であった事情による。こうしてS B Zでは、ナチ活動家・戦争犯罪人・一〇〇haを越える大土地所有者の土地と資産が即時無償没収され、農業労働者・小農・東方からの移住民らに分配されることになった。⁽¹⁾

ソ連軍政部関係者は、既に条例公布以前から、土地改革の円滑な遂行に向け行動を起こしていた。まず赤軍は、ドイツ側の協力を得て民主的な人物を村長に指名した。そして軍政部将校は新村長と村を視察し、間もなく土地分配に関する法律が公布されるとの情報を事前に与え、新農民経営の標準規模5haの意義について説明を施すなどした。⁽²⁾

各州別の土地改革条例公布は、形式的にはドイツ側行政機関の立法行為だが、その作成には占領者が決定的に関与した。条例の底本がソ連で作られたロシア語のタイプ原稿であったとか、改革草案がモスクワ帰りのK P D黨員の手で起草され、ソヴィエト共産党のチェックを受けた後、モスクワでロシア語原稿として改作され、S M A DからK P Dに回されたなど、その実態は今一つ判然とし⁽³⁾ない。そもそもS M A Dの部局構成自体も不明なのだが、おそらく土地改革に携わったのは、ベルリンの連合国管理理事会本部内にある経済監督局の食糧・農業委員会と、S B Z内のドイツ側諮問機関である農林業管理局とを結ぶ組織であったろうと推察される。⁽⁴⁾ いずれにせよ、S B Z土地改革の大綱は「ソ連の経験に基づいて」定められたと考えるべきであろう。⁽⁵⁾

土地改革条例の内容が新聞紙上に載るまでの数日間に、現地の軍政部は、これを郡などドイツ側下部行政機関に伝達した。⁽⁶⁾ S B Z内の州条例の法的効力について、S M A Dは、一九四五年一〇月二二日の指令一一〇号で、連合国管理理事会やS M A Dの指令に抵触しない条例の制定を認可し、土地改革条例その他の有効性を事後的に承

認した。⁽⁷⁾

土地改革の実施過程において、各地の軍政部は、州・郡・市町村の行政当局者、KPD或いは反ファシズム民主主義政党ブロックとの間に、情勢を分析し、具体策を協議する機会を頻繁に持った。⁽⁸⁾ ドイツ側行政機関は、軍政当局から土地改革実施状況に関する週間報告を義務付けられ、毎回、土地分配の申請・達成や土地証書の発行など多岐に亘る項目を届け出た。また、個々の分配農場の簡単な特徴——(a)所在地、(b)所有者、(c)総面積、(d)牧草地面積、(e)森林面積、(f)劣悪地の面積、(g)放牧地面積、(h)耕作作物——など仔細な事柄も、州軍政部への報告事項に加えられた。⁽⁹⁾

ソ連軍政部は、自らも土地改革の実態調査に乗り出した。大土地所有者・ナチ戦犯の地所・資産没収の規定違反、被没収地主による資産の蕩尽や敵対活動、旧地主家族の残留や雇用、没収・分配農地における事実上の大経営の継続、土地受領農民に対する様々な差別など、ソ連側が摘発した土地改革の欠陥は枚挙にいとまがない。このことは、軍政部による監督活動の体系的網羅性を裏付けている。⁽¹⁰⁾

ドイツ側からの報告と自らの調査監督活動を通じて、土地改革の実施状況や新農民の実情を正確に把握したソ連軍政部は、被没収地主を一定距離隔離する条例の制定を促すなど、ドイツ側実行機関に対して具体的な指示を出した。⁽¹¹⁾ ドイツ側に遅滞が生じた場合には、軍政部は最高権力機関として罰則すら科した。一九四五年一二月末、ノイブランデンブルク市の軍政当局は、市長を「農業調査の準備不行き届きと一九四六年一月一日までに申告することへの無理解故に」五〇〇マルクの罰金処分にした。⁽¹²⁾ それでも土地改革におけるソ連軍政部の基本姿勢は、ドイツ側の行政機関や労働者政党の役割を極力尊重する方向にあり、その権限剥奪など被占領者の反発を買う措置はとらなかつた。

ドイツ側への要請・指導のみならず、各地の軍政部は、自らの手でも土地改革の成果を確保するための指令を公布した。その内容は、農機具の修理・貸与、特に新農民への機械・家畜・種子・飼料等の援助、新農民農家の建設促進、新農民への信用貸の認可、新農民経営に対する農産物供出割り当ての軽減など詳細に及ぶものであった。⁽¹³⁾

ベルリンのS M A D自体も、土地改革に纏わる各種の指令を布告した。占領期間中にS M A Dが発した全指令の二一・七%に相当する一四〇指令は、土地改革の保全や食糧供給などに関係する。⁽¹⁴⁾早くも一九四五年、S M A Dは指令第一〇七号(一月二〇日)・第一二〇号(一月二九日)・第一三二号(一月二日)で新農民のための種子確保などを命じ、その後も、穀物及びびゃがいも用種子の信用認可に関する指令第五七号(一九四六年二月一九日)、新農民への信用援助に関する指令第六二号(四六年二月二二日)、新農民の住居・農舎建設に関する指令二〇九号(四七年九月九日)など土地改革の成否に関わる指令を次々に発した。⁽¹⁵⁾また、地域的な困難に対処するため、指令第三八号(四六年一月三一日)で、メクレンブルク新農民への夏作穀物の種子合計二万トン余の貸与を認め、指令第一三四号(四五年十一月三日)で、南部三州から北部のメクレンブルク・ブランデンブルク両州へ数万頭の家畜を移送させた。⁽¹⁶⁾ソ連軍政部によるこうした最高権力の行使なしに、S B Z土地改革の完遂は有り得なかったであろう。

(一) *Um ein antischichtisch-demokratisches Deutschland*

[1] *Dokumente 1945—49*, Berlin(○) 1968, S. 132—138. 前出のレオンハルトによれば、元来土地改革は早くとも一九四六年初めに着手の予定であった。Wolfgang Leonhard, *Die Revolution entläßt ihre Kinder*, Neuaufage, Köln 1981, S. 289 bzw. S. 346. 邦訳『戦後の共産主義』高橋正雄・渡辺文太郎訳、月刊文芸社、一九七五年、二六三—三二六頁。

(2) Werner Westphal, Eine Lektion über die Bodenreform, in: *Unbewegliche Kraft*, Rostock 1976, S. 182 f.

(3) Leonhard, a. a. O., S. 364. 邦訳『三三三頁』Bernhard Wernert-Tietz, *Bauernverband und Bauernpartei in der DDR*, Köln 1984, S. 180, Anm. 161.

(4) *Europa-Archiv*, Dezember 1946, S. 275 und S. 291.

(5) Sergei Tjulpanow, *Deutschland nach dem Kriege (1945—1949)*, Berlin(○) 1986, S. 105.

(6) Siegfried Kuntzsche, Die Unterstützung der Landesverwaltung bzw. Landesregierung Mecklenburg durch die Sowjetische Militäradministration bei der Leitung der demokratischen Bodenreform, in: *Jahrbuch für Geschichte*, 1974, S. 162 f.

(7) *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 183 f.

(8) Kuntzsche, a. a. O., S. 156—160 bzw. S. 163 f.

(9) Staatsarchiv Schwerin, Ministerium für Landwirtschaft und Forstwirtschaft, Nr. 2725.

- (10) Kuntsche, a. a. O., S. 167—170.
- (11) Eberda, S. 161.
- (12) Staatsarchiv Schwerin, Ministerium für Land- und Forstwirtschaft, Nr. 2830.
- (13) Kuntsche, a. a. O., S. 171 f.
- (14) *Erichtung des Arbeiter-und-Bauern-Staates der DDR 1945—1949*, Berlin(O) 1983, S. 35 f.
- (15) *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 246—249 bzw. S. 493—495.
- (16) Eberda, S. 235 f. Joachim Piskol/Christel Nohrig/Paul Trixa, *Antifaschistisch-demokratische Umnützung auf dem Lande (1945—1949)*, Berlin(O) 1984, S. 71 f.

IV 土地改革反対派の活動とソ連軍政部の対応

ドイツ敗戦後四カ月で始まった土地改革は、S B Z の社会生活だけでなく政治状況にも重大な影響を及ぼした。一九四五年六月一〇日、前日発足したばかりのS M A D は指令第二号を発し、反ファッシヨ政党・団体の結成を許可した。⁽¹⁾翌一日、K P D がベルリンで再建宣言を發表した。そこでは私有財産制が肯定され、農民の伝統的所有意識への配慮からか、「農業労働者」の語は一度も登場していない。土地改革は、ドイツ民主化のための緊

急課題一〇項目中七番目に「大土地所有、ユンカー・侯伯爵の大農場の一掃と、その全地所と有生・無生資産を、戦争で荒廃し無産と化した農民に分与するため、州行政当局に引き渡すこと。この措置が、大農の土地所有と経営に決して触れるものでないことは明白である」(傍点引用者)と記された。⁽²⁾戦後K P D が、「階級闘争」よりも、寧ろ穏健でナシヨナルな政治目標を前面に打ち出した背景には、「ドイツヨナシヨナリズム」への刺激を恐れるスターリンの意向が働いていた。⁽³⁾他面それは、「西欧全域でソ連地区の『ボルシェヴィキ化』を叫ぶ」事態を避けるための方途でもあった。⁽⁴⁾

六月一日に再建された社会民主党(S P D)は、K P D再建宣言を「熱烈に歓迎」し、「国家と自治体に民主主義を、経済と社会に社会主義」を求め、全九項目の要求中七番目に「移住する大都市住民に土地を供給するための大土地所有の解体」を掲げた。⁽⁵⁾両労働者政党は、六月一九日に民主化のための共同作業委員会を結成し、九月四日には土地改革関連の共同集会を全土で催す協定を結んで、改革への基本的立場を共有した。⁽⁶⁾

他方「ブルジョワ政党」の場合、国有化や計画経済を

容認するキリスト教民主同盟(CDU、六月二六日創立)が、「広範な農地・菜園への入植は、出来る限り多数のドイツ人を大地所に導いて、自己の土地・自立的労働への道を開かねばならない。自営農の経済的保護と農業労働者の入植は、あらゆる持続的再建政策の不可欠の要素で」あると、一応土地改革を肯定したのに対し、「自由経済の維持」を標榜する自由民主党(LDPD、七月五日創立)は、「過度の規模を持つ農業経営」の公的統制を主張するに留まった。⁽⁷⁾

S B Z 四党は、七月一四日に反ファッショ民主主義政党ブロックを創建し、民主化や経済再建の問題を討議した。⁽⁸⁾ 当然ソ連軍政当局の意向を受けて結成されたこの統一戦線組織にどの政党も躊躇なく参加したのは、過去の政治状況への反省やKPDの優位に対する牽制だけでなく、自由主義者や保守主義者にも政治活動を認めたS M A Dに一種の安堵感を覚えたためであった。⁽⁹⁾ 尤も、政党ブロックが成立しても、各党の政見が完全に一致した訳ではない。土地改革に際しては、C D U 首脳の動向が問題の焦点となった。

S M A D と K P D は、既に四党の政党ブロックが成立

していたザクセン・アンハルト州で土地改革論議を結につけた。その際現地軍政部は、ブロック内部の交渉にこそ直接介入しなかったが、四党が一旦合意した反ファシスト地主の没収有償化を後日の指令で完全無償没収に改めさせるなど非妥協的な態度も示した。⁽¹⁰⁾

ベルリンの統一戦線の会合では、八月三〇日に初めて土地改革が議題に取り上げられ、各党二名から成る特別委員会の設置が合意された。⁽¹¹⁾ 中央レベルでの土地改革問題の上程という急速な事態の進展に、C D U 議長ヘルメスは驚愕した。彼は七月下旬、予想される土地改革に關し、①没収の制限、②旧地主への補償、③全独的統一措置を求めていたが、農政の専門家としての自信からか、その後党見解を取り纏めるのを怠っていた。⁽¹²⁾

早急な対応を迫られたC D U は、まず八月三一日付の機関紙で、「不確かな実験」を戒め、没収対象を限定し、移住民らの集団耕作を促す「広量な土地改革」を主張した。九月一〇日には、副議長シュライバーが、①二〇〇haへの没収基準の引き上げ、②非ナチ大地主の救済、③大農も関与した入植委員会の設置などを骨子とする私案を統一戦線の特別委員会に提出した。それは、対象をナ

チ所有地や生産性の低い土地に制限し、入植を許した地主に残りの土地の保有や三・五%の抵当証券による補償を認める一方、入植者には補償負担や一・二年の保護観察を課すものであった。⁽¹³⁾

こうした後退姿勢も空しく、九月一三日、統一戦線の土地改革共同決議案が採択され、「ドイツにおける平和的民主的発展の本質的条件」としての「封建的大土地所有の無力化」が原則的に承認された。⁽¹⁴⁾しかしその後、CDU内の土地改革反対派は、改革による食糧事情の悪化や法秩序の形骸化を執拗に喧伝した。ヘルメスらは、シフアーSBZ司法管理局長官(LDPD)や各州行政長官への工作をめぐらし、SBZ各地で反土地改革の遊説活動を展開した。⁽¹⁵⁾また、米占領地区の新聞に寄稿して「正義」即ち私有財産の維持を訴えたり(九月一九日)、四国の司令長官に、①全独的土地計画、②生産効率の低下を招かない大経営分配、③その他の経営の暫時維持、④旧所有者への一定の土地の留保を求める(同月二〇/二二日)など、西側占領当局への働き掛けも試みた。⁽¹⁷⁾

土地改革を「テロルの階級闘争」「ナチの方法論」と攻撃するCDU領袖の動きに対抗して、KPDとSPD

は、ヘルメスの不在を見計らい、一月二二日の統一戦線委員会に新農民救済のための声明案を提出した。LDPDはこれに同調したが、CDUは「土地改革の欠陥」を理由に態度を留保した。結局妥協は成立せず、二月八日の『食糧確保・新農民援助のための共同声明』は、CDU不参加という異例の形式を取った。⁽¹⁸⁾

SMADは、かなり早い時期から、土地改革反対派の動向に神経を尖らせていた。既に九月五日、ジュエコーフSMAD司令長官は、ヘルメスらに対し、土地改革に纏わるブルジョワ党内の「ファッショ的」傾向を非難し、党活動の禁止すら示唆した。だが、最高権力を有する軍政長官の警告は、真剣に受け止められなかった。その証左に、ヘルメスは、事態が極めて険悪化した一二月五日の段階でも、自営農創出を事実上骨抜きにする「協同組合耕作」を各州支部に安閑と指示している。⁽¹⁹⁾

ヘルメスらが、土地改革を推進するKPDを「消え行く少数派」と侮り、改革の挫折を画策している間、SMADは、CDU最高幹部の交代工作を進め、一月中旬頃に地方指導部の合意を取り付けた。つまり、政党解散というオール・オア・ナッシングの愚を避け、CDU内の

「民主的要素」に期待を繫いだのである。実際、CDU内部には党の「右傾化」を懸念し、指導部に批判的な立場をとる勢力が少なからず存在した。例えば、SBZの中で大土地所有制が最も広範に展開していたメクレンブルク州のCDU指導部は、同地の軍政部の求めに応じて、ヘルメス・シュライバーと一線を画すことを文書に記し、ベルリン指導部が拒否した新農民援助決議にも抵抗なく参画した。土地改革を先達させるため、SMADは、占領主体として検閲や懐柔などの手段も行使した。しかし、CDU最高首脳の交代は、ドイツ側の呼応があったからこそ、首尾よく達成出来たのである。⁽²⁰⁾

一九四五年一月二二日、ヘルメスとシュライバーは、CDU議長・副議長の地位を解かれ西側に移った。彼らのSBZでの失脚は、一義的には(1)独自の農政大綱を持たず、終始土地改革に建設的対応をしなかった、(2)ベルリンの組織内での議論を独断専行させ、地方との連絡を怠った、(3)党内論議を纏めるための臨時党大会すら全く開かなかつたなど、自らの政策的欠陥に由来する。SMADの強権発動は、CDUの幹部交代のいわば十分条件であった。⁽²¹⁾ そうした文脈を無視して、ヘルメス解任をソ

連側から理不尽に押し付けられた「危機」と看做するのは当を得ていないだろう。⁽²²⁾

- (1) *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 54 f. 因みに、米占領地区では八月二七日、英地区では九月一五日、仏地区では一月一三日に、地域の制約を伴った政治活動許可が下された。レオンハルトは、戦前最後のKPD党大会決議や一九四五年春にモスクワで受け取った指示に反し、SBZで独立した諸政党が突如設立される事態に驚愕したと述懐している。Leonhard, a. a. O., S. 354 f. 邦訳「三一六頁」。
- (2) *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 62.
- (3) Pfeifer, a. a. O., S. 1277.
- (4) Walter Ullrich, *Zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Bd. 2, 2. Zusatzband, Berlin(O) 1968, S. 333 f. アダム・B・ウラム『膨張と共存』第二巻、鈴木博信訳、サイマル出版会、一九七九年、五五〇—五五三頁参照。
- (5) *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 70.
- (6) *Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung* [=DMGA], Reihe III, Bd. 1, Berlin(O) 1959, S. 41 f. bzw. S. 147. なお、土地改革に関する左翼陣営内の異見については、村田武『戦後ドイツにおける土地改革と農民経営』『土地制度史学』第七号(一九七七年一月)五七頁参照。
- (7) *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 80 bzw. S. 89 f.

- (8) Ebenda, S. 91—93.
(9) Siegfried Suckut, *Blockpolitik in der SBZ/DDR 1945—1949*, Köln 1986, S. 16—23.
(10) Ders., Der Konflikt um die Bodenreformpolitik in der Ost-CDU 1945, in: *Deutschland Archiv*, 1982 H. 10, S. 1082 f.
(11) Ders., *Blockpolitik*……, a. a. O., S. 85.
(12) Ders., *Der Konflikt*……, a. a. O., S. 1086.
(13) Werner Wünschmann, *Zur Deutschland-Konzeption der Führung der CDU in der sowjetischen Besatzungszone 1945—1947*, Berlin(O) 1966, S. 22 f.
(14) Suckut, *Blockpolitik*……, a. a. O., S. 88—90. Vgl. *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 153 f.
(15) Fritz Reichardt, *Andreas Hermes*, Neuwied 1953, S. 212. Wünschmann, a. a. O., S. 25 f.
(16) DMGA, a. a. O., S. 182 f. Vgl. Stöckigt, a. a. O., S. 96.
(17) Peter Hermes, *Die Christlich-Demokratische Union und die Bodenreform in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands im Jahre 1945*, Saarbrücken 1963, S. 38 bzw. S. 42—46.
(18) Suckut, *Der Konflikt*……, a. a. O., S. 1086 f. bzw. *Blockpolitik*……, a. a. O., S. 102—105. *Dokumente 1945—49*, a. a. O., S. 215—218.

- (19) Hermes, a. a. O., S. 31 f. bzw. S. 74 f.
(20) Suckut, *Der Konflikt*……, a. a. O., S. 1088 bzw. S. 1093. Hermes, a. a. O., S. 72. DMGA, a. a. O., S. 331 f.
(21) Suckut, *Der Konflikt*……, a. a. O., S. 1090—1092.
(22) Johann Baptist Gradi, *Anfang unter dem Sowjetstern*, Köln 1981, S. 43—50.

V 結びにかえて

一九四五—四六年の短期間に、SBZでは、延べ三三〇万haに及ぶ土地所有構造の転換と、五六万人もの小農・農業労働者・移住民らへの土地分配が概ね完了した。他の東欧諸国に比べ、没収基準が一〇〇haと比較的高く、反大土地所有という変革の性格が明瞭だったこともさりながら、改革の遅延乃至頓挫を防いだ第一の要因は、やはりソ連軍政部による幾多の支援措置であろう。

モスクワとSBZを結ぶ政治過程を本格的に解明するには、史料公開の進展を待つ以外にない。ソ連指導部内の「党」政治部門(ジダーノフら)と「経済部門」(マ、レンコフ・シロヤンら)の対抗関係が対独占領行政にも反映し、前者がSBZの政治的な強化発展を、後者が自国再建のため極力多くの賠償を追求したとしても、⁽¹⁾しか

し土地改革に関する限り、国益の根幹に関わる点でソ連側に矛盾はなかったと考えられる。

それでは、S B Z土地改革を通じてソ連は何を得たのであろうか。第一に、ドイツ軍国主義の伝統的な担い手の社会経済的基盤を壊滅したことで、ドイツの政治社会を健全化させ、ソ連自身の安全保障をもより確実にした。占領行政の点でも、農村地帯で絶大な権勢を揮った大土地所有者の排除は、ソ連軍政部の権威を誇示し、妨害活動を抑え込むのに役立った。そうした実利的な面だけでなく内面的な問題でも、主要敗戦国ドイツのソ連地区では、ドイツ系地主や対独協力者の土地を没収した他の東欧諸国とは若干異なり、農村の足元から戦争責任や社会の公正の問題を考える契機が与えられた。

第二に、ソ連は、ヘルメスに象徴される反対勢力の「凡庸さ」にもあずかり、「イニシアティブの党」としてのK P Dの将来に自信が持てるようになった。³⁾改革の最中の一九四五年一二月現在の黨員数が、左翼の場合それぞれ三七万人台に達し、L D P Dが九万、C D Uが七万に留まった事実は、変革の進行と労働者政党の大衆化のバラレルな関係を窺わせる。³⁾ヴァイマル時代の党勢を考

えると、K P Dの成長振りは殊に顕著である。また、共産党に所属しなくとも、土地改革の作業に直接携わる委員会に三万人もの無党派層を引き入れたことで、ソ連はこうした階層にも影響力を伸張した。元来保守的と目される農村住民や、東欧各地から事実上追放された移住民に土地を授けることで、その後の占領統治の安定化に期待が持たれたと思われる。

第三に国際的な次元では、S B Z土地改革は、戦後変革全般におけるソ連の積極姿勢を印象付けることに貢献した。改革への抵抗勢力は、これをソ連の独断専行でポツダム協定違反と喧伝した。しかし、ソ連は西側の意向を無視して土地改革を強行した訳ではない。西側占領軍の主導権を握ったアメリカも、S B Zにおける事態の進行を原則的に容認していた。S B Zの情勢を再三批判的に伝えるマーフィー米軍政部政治顧問に対し、アチソン國務次官は、一九四五年九月一九日、米国が土地改革の中止や延期を望んでいるかのような印象をソ連に与えないよう注意を促した。⁴⁾一月五日付の米戦略情報局報告書は、「ドイツの最も深く根ざした反動集団」ユンカーの排除に、「その他の方法が、問題解決のより大きな可

能性を提供したかどうか疑わしい」と、S B Z 土地改革の在り方を明確に肯定した⁽⁵⁾。更に、冷戦が深刻化した一九四七年春のモスクワ外相会談でも、S B Z 土地改革は、全独規模での大土地所有解体のモデルとして実質的な承認を得た。

S B Z 土地改革が、ドイツを「ボルシェヴィキ化」するソ連の一計と看做されたならば、改革開始と同時に、或いはヘルメス解任を機に、各国から非難が寄せられ、ソ連も政策の見直しを迫られたであろう。まして一九四七年のモスクワ外相会談では、S B Z 土地改革をめぐる批判と反論が交錯したことであろう。そうした事態が生じなかった原因は、大間際の外交的な思惑よりも、広範な反ファッショ国際世論の存在に求めるべきであろう。その意味で、S B Z 土地改革は、国際的な力関係の上に立脚して実現したと言える。

もちろん、肝腎のドイツ側に積極的に呼応する勢力がなければ、S B Z 土地改革は成就しなかったであろう。また、ソ連軍政部も、改革がドイツ人自身の手によるとアピールすることに腐心した。しかし実際には、計画立案から実施に至るまで、局面によって発現形態の違いは

あれ、S B Z 土地改革は、ソ連乃至軍政当局の決定的な影響の下で推移した。軍政部がS B Z 土地改革に与えた「物質的組織的イデオロギー的援助は、生まれたばかりの〔ドイツ側〕民主的機関が弱体だったため、極めて本質的な意義を持った」との総括は、ドイツの無条件降伏後の僅かな時間的経過を考えれば、寧ろ当然であろう⁽²⁾。占領軍による直接的な土地改革指令の形式は省略されたにせよ、S B Z 土地改革は、やはり「占領改革」だったのである。

- (1) *Der Weg nach Pankow*, a. a. O., S. 55. 平井友義編『ソ連対外政策の諸様相』日本国際問題研究所、一九七七年、二八一頁及び注三七参照。
- (2) フェイト前掲書、一〇九—一〇頁参照。
- (3) Hermann Weber, *Parteiensystem zwischen Demokratie und Volkdemokratie*, Köln 1982, S. 513.
- (4) *Foreign Relations of the United States* [=FRUS], 1945, vol. 3, Washington 1968, pp. 1053f.
- (5) O. S. S./State Department *Intelligence and Research Reports*, V (Postwar Europe), Reel 4, No. 26.
- (6) FRUS, 1947, vol. 2, Washington 1972, p. 404, p. 428 & p. 449 etc.
- (7) Tjulpanow, a. a. O., S. 104.

別表：戦後東欧土地改革の概要一覧

	土地改革 法令公布 年月日	没収基準 (ha)	森林陸水 を含む没 収面積 (千ha)	分配 面積 (千ha)	農用地 中の分 配面積 比(%)	土地受 領者数 (千)	受領者の平 均経営規模 (ha)
SBZ	1945. 9. 3-10	100	3254.3	2190.0	34.1	559.1	5-10 ¹⁾
アルバニア	1945. 8. 29	40	172.6	172.0	13.8	70.2	5
	1946. 5. 27						
ブルガリア	1946. 3. 12	20/30 ²⁾	243.8	137.0	2.4	128.8	3-5 ²⁾
ユーゴスラヴィア	1945. 8. 25	45 ³⁾ , 35, 10 ⁴⁾	1566.0	797.0	5.3	316.4	4.6-6.9
ポーランド	1944. 9. 6	50/100 ⁵⁾	14373.6	6070.1	29.8	1068.4	2-5 ⁶⁾ ; 15 ⁶⁾ ; 20 ⁷⁾
ルーマニア	1945. 3. 23	50	2560.2	1111.0	7.6	918.9	5
チェコ	1945. 6. 21						
スロヴァキア	1947. 7. 11	150/250 ³⁾	4163.1	1290.5	17.5	303.4	8-12 ³⁾
	1948. 3. 21	50/30 ³⁾					
ハンガリー	1945. 3. 17	114 ⁸⁾ ; 14 ⁹⁾ ; 57 ¹⁰⁾	3191.8	1875.3	26.1	642.3	1.7 ⁹⁾ /9.5

- 1) 地質に関係 2) 於ダブルジア 3) 総面積に関係 4) 教会領
 5) 西部旧ドイツ領 6) 移住民向け 7) 畜産向け 8) 57 ha までは保有可
 9) 果樹園・葡萄園 10) 1946年3月以降 57 ha 以上の全地所及び残りの土地も没収

[Geschichte der sozialistischen Gemeinschaft, Berlin(0) 1981, S. 135 より]